



提供命令（15条）の 問題点

【問題点1】 他の開示関係役務提供者を特定するための情報に無用な限定がある

- 「当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるもの」（法15条1項1号ロ、施行規則7条）による限定
- 施行規則2条5～7号、9～12号、14号の情報に限定
 - この限定は、15条1項1号ロだけのものか。それとも15条1項1号イで、他の開示関係役務提供者を特定する際にも同じ限定があるのか（どちらの見解の裁判官もいる）。
- 「当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。」（法15条1項1号イ）による限定
 - 発信者情報として定義されているもの（施行規則2条）以外では、他の開示関係役務提供者を特定できない。



条件制限の結果 1

- 上位プロバイダが下位プロバイダを特定するための情報が「IPアドレス」のとき、申立人は、すでにサイト管理者から仮処分等で「IPアドレス」を開示されていても、上位プロバイダに対する申立ての発信者情報目録に「IPアドレス」を記載する必要がある
- XからIPアドレスの開示を受けたあとJCOMに提供命令申立するようなケース
- → 訴えの利益がない請求（IPアドレスの開示請求）をする必要がある



条件制限の結果 2

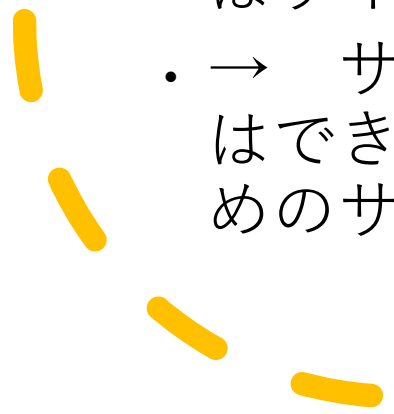
- 他の開示関係役務提供者を特定するための情報（法15条1項1号ロ）に「タイムスタンプ」を書けない
- → 下位プロバイダの特定にタイムスタンプが必要でも指定できないのか？（JPIXのIP Ver.4など）
- → 15条1項1号イとロの範囲が違ふと考えないと、他の開示関係役務提供者の特定にタイムスタンプを利用できない
- （イの範囲とロの範囲が同じだとする裁判官に当たると、他の開示関係役務提供者の特定にタイムスタンプは使えなくなる）





条件制限の結果 3

- 他の開示関係役務提供者を特定するために、施行規則 2 条 1 ~ 4 号の情報を書けない
- → サーバー管理会社からサイト管理者を提供命令で提供されたいのに、サイト管理者を特定するための発信者情報を指定できない（URL は施行規則にない、IP アドレスだけではサイト管理者を特定できない、等）
- → サーバー管理会社に対する、サイト管理者の開示仮処分はできるのに（削除のための開示仮処分、及び IP 開示のためのサイト管理者開示仮処分）。



【問題点2】 15条1項2号限定型の提供命令が明文に違反している

- 条文「この項の規定による命令（略）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人」がAPに開示命令申立をしてCPへ通知したときに、CP→APへの提供が実施される。
- → 提供命令以外の方法で下位プロバイダが判明した場合（たとえばテレサ）には、「この項の規定による命令」がないため、CP→APへの情報提供をしてもらえない。
- → 1号の命令がない「2号限定型」の提供命令は発令できるのか？（発令例は複数あるが、明文には反している）

【問題点3】 提供命令に執行力がない

- 15条1項イ・ロ併用型（通常型）の提供命令は、執行文が付与されないので、間接強制ができない。